

2024-10-23 第1回居宅介護支援費に係るシステム評価検討会

○松山補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」を開催いたします。

事務局を務めます、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課の松山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、オンライン会議システムを活用しての実施とさせていただきます。

また、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

議事に先立ちまして、本検討会の構成員の皆様方の御紹介をさせていただきます。私からお名前などを読み上げさせていただきまして、御紹介させていただきたいと思います。

関西学院大学大学院人間福祉研究科非常勤講師、生田正幸構成員でございます。

○生田構成員 生田でございます。よろしくお願ひいたします。

○松山補佐 兵庫県立大学社会科学研究科経営専門職医療介護マネジメント教授、井出健二郎構成員でございます。

○井出構成員 井出でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松山補佐 東京医療保健大学医療保健学部医療情報学科教授、瀬戸僚馬構成員でございます。

○瀬戸構成員 どうも。瀬戸でございます。よろしくお願ひいたします。

○松山補佐 また、本日はオブザーバーとして、公益社団法人国民健康保険中央会、小出顕生審議役に御出席いただく予定でございましたが、本日は御欠席との連絡をいただいております。

事務局でございますが、峰村高齢者支援課長、吉田認知症施策・地域介護推進課長が出席してございます。

それでは、議事に入る前に、お手元の資料と会議の運営方法について確認をさせていただきます。

構成員の皆様におかれましては、お送りしております資料を御覧いただければと思います。

議事次第及び資料1から資料3までございますので、御確認いただけますでしょうか。

次に、発言方法等についてでございます。会議の進行中は、基本的に皆様のマイクをミュートにしていただき、御発言をされる際には「リアクション」から「手を挙げる」をクリックいただき、座長の御指名を受けて、マイクのミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

御発言が終わりました後は、「リアクション」から「手を降ろす」をクリックいただき、併せて再度マイクをミュートにしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。初めに議題1、本検討会の座長の選任についてでございます。開催要綱におきましては「互選によりこれを定める」とございますが、本日、事務局といたしましては、兵庫県立大学社会科学研究科経営専門職医療介護マネジメント教授、井出健二郎先生にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。御賛同される方は挙手、または「手を挙げる」で意思表示いただけだと幸いでございます。

(構成員挙手)

○松山補佐 ありがとうございます。

それでは、皆様の御賛同をいただけましたので、井出構成員に本検討会の座長をお願いしたいと思います。

それでは、以降の進行につきましては、井出座長にお願いしたいと思います。初めに井出座長より一言御挨拶を頂戴できればと存じます。よろしくお願ひいたします。

○井出座長 ありがとうございます。

皆様、おはようございます。大変僭越ですが、司会進行役のようなものを務めさせていただきます。本検討会は大変重要な検討会となりますので、先生方の御意見をたくさん賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、議事次第に沿って進めさせていただきたいと思います。議題2の「API連携までの間の類似システムの取扱いについて」及び議題3の「対象となるシステムの要件について」、この2つにつきまして、資料3を中心となりますが、事務局より御説明をお願いいたします。

○松山補佐 それでは、説明させていただきます。

資料3、1ページを御覧いただけますでしょうか。まずは検討会設置の背景及び方向性について御説明させていただきたいと思います。ケアマネの報酬であります居宅介護支援費につきましては遁減制という形を取っておりますが、1人当たりの利用者数によって報酬単価が異なっております。この報酬単価につきましては、居宅介護支援費IとIIに分かれておりまして、1人当たりの利用者数の区分がそれぞれ異なるところでございます。

居宅介護支援費IIですけれども、令和6年度の介護報酬改定におきまして、その算定要件を「ケアプランデータ連携システムの活用」ということにしているところでございます。一方で、ケアプランデータ連携システムと同等の機能を持つシステムも現在確認しております、令和6年度予算において、同システムにおいて一定の要件を満たすシステムとデータ連携するためのAPIを開発予定でございます。

その一方で、APIを開発されていない現状におきましては、ケアプランデータ連携システムに限定されている状態となっております。つきましては、API開発までの間の類似システムの取扱いについて検討が必要であるということで考えておりますことから、本検討会を検討させていただいたところでございます。

今後の方向性ということで案を提示させていただいておりますけれども、ケアプランデ

ータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムにつきましては、ケアプランデータ連携システムを活用するものとみなすという取扱いとしてはどうかということをございます。

それから、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するということにつきましては、公募を行い、別添の要件を満たすことを確認するための資料の提出を求めまして、その内容について本検討会において審査し、結果を公表することとしたいたと考えてございます。

○秋山補佐 厚労省支援課、秋山でございます。

画面共有を続けていただければと思います。

続きまして、対象となるシステムの要件について御説明申し上げます。今、御説明申し上げた公募に当たっては、以下の要件を満たすことを確認するための資料を求めることしたいと思います。基本的な考え方としては、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版システム運用編を参照したということもありますので、それぞれの項目の末尾の括弧内にはその項目を記載しております。

全体としては2つ、機能に関する事項と安全管理措置に関する事項を挙げております。機能に関する事項については、「厚生労働省が示しますケアプランデータ連携標準仕様に準じて出力されたCSVファイルを、標準仕様で示すファイルの組み合わせで送受信することが可能であること」。2つ目として「国民健康保険中央会が運用しておりますケアプランデータ連携システムと接続するAPIの開発に協力するとともに、データ連携が可能になった段階で連携することを宣誓すること」ということを条件としております。

2つ目、安全管理措置に関する事項。こちらが医療情報システムの安全管理ガイドラインに準ずるところでございますけれども、8項目ございます。まず、保守時の安全管理対策として、作業計画書の作成・管理等により、保守要員等による情報流出・漏洩や保守作業中におけるデータ破壊・障害の対策が実施されていること。2つ目、データを保存するサーバルーム等において、入退室管理、防犯カメラや自動新入監視装置等が設置され、データの物理的な盗難防止策が講じられていること。3つ目、非常時に利用できないようにバックアップデータが適切に管理されていること。4つ目、オープンでないネットワークまたはTLSクライアント認証（TLS1.3以上を推奨）を利用していること。ただし、TLS1.2を利用する場合は、暗号設定ガイドライン3.01版に規定される「高セキュリティ型」に準じた適切な設定が行われていること。5つ目、サーバのストレージ及びデータベースに保存されているデータについても暗号化して保存する等、保存される個人識別に係る情報の暗号化を行い、適切に管理すること。6つ目、信頼された証明書発行機関が発行した証明書を使ってネットワーク上の伝送を全て暗号化していること。7つ目、二要素認証を採用していること。8つ目、WEBアプリケーションの脆弱性を利用した攻撃を防ぐためのWAFを実装していること。

という要件にしております。

最後のページに、参考とした医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版システム運用編において連携システムに求める安全管理措置として、今回適用した項目を黒字でお示ししております。10番、医療情報システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全性管理措置。12番、物理的安全管理措置。13番、ネットワークに関する安全管理措置。14番、認証・認可に関する安全管理措置。18番、外部からの攻撃に対する安全管理措置。こちらを採用したということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○井出座長 事務局、御説明をありがとうございました。

それでは、構成員のお二人から、ただいま事務局から御説明がありました内容につきまして、御質問や御意見等をお願いしたいと思います。大変恐縮ですけれども、先ほどZoomの使い方を御説明させていただきましたが、Zoomの「手を挙げる」機能あるいは挙手をしていただきまして、お手を挙げた等々を確認した後、こちらからお声がけをさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。お二人の構成員、御意見、御質問等があれば、どうぞよろしくお願ひいたします。瀬戸先生、お願ひいたします。

○瀬戸委員 瀬戸です。よろしくお願ひいたします。

内容的には至極真っ当な話で、全く異論もないでの、非常に確認的な話だけになりますけれども、安全管理ガイドラインをベースにしていますので、現在市場で運用されているシステムに関しては、当然この要件は満たしているだろうと。したがって、今回の閾値において定めることが、常識的な範囲で運用されている一般的な事業者の加入を妨げる要素にはならないし、やるべきことがきちんとできていればいいと。そういう過度にハードルを上げ過ぎているものでもないと事務局の説明では理解いたしましたけれども、当然そのような認識でよろしかったですよねという確認だけでございます。

○井出座長 ありがとうございます。

事務局、いかがでございましょうか。

○秋山補佐 事務局でございます。

先生、御指摘ありがとうございます。まさに先生がおっしゃるとおり、当たり前のこと当たり前のようにやっていただいているシステムについてきちんと評価を行うという趣旨のものでございますので、そのように運用していきたいと。

○井出座長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。生田先生、よろしくお願ひいたします。

○生田構成員 今も御説明いただいた、あるいは御質問いただいたように、要件については、私は専門ではありませんのでよく分かりませんが、十分理解いたしました。

関連してお尋ねしますけれども、現在同等の機能を持つシステムというのは何か所ぐらいあるのか。

これは確認ですが、それぞれの地域に関しては居宅介護支援費Ⅱの算定要件を満たして

いても、こちらのほうを使っていれば加算されないということになっているわけですね。これはちょっと御確認いただけたらと思います。

以上です。

○井出座長 ありがとうございました。

事務局、今、生田先生から御意見と御質問をいただいているようですが、いかがでございましょうか。

○松山補佐 現在、居宅介護支援費Ⅱの要件としましては、ケアプランデータ連携システムに限定されておりますので、類似のものは認められていないという状況でございます。

○秋山補佐 事務局、秋山でございます。

現時点で把握できている類似システムというものは、島根県出雲市で運用されていますまめネットさんを中心として、4システムを確認しております。そのほか、各介護ソフトベンダーが個別に運用しているものなどもあると思いますので、まだ把握し切れていない部分もあるかと思います。その利用料についても有償のもの、無償のもの、幾つかあると承知はしていますので、その辺りを網羅的に評価できればと思っております。

以上でございます。

○生田構成員 ありがとうございました。

○井出座長 ほかにはいかがでございましょうか。

といつても、生田先生と瀬戸先生のお二人なので、もう御意見を承っておりますが、また改めていかがでしょうか。

大変僭越ですが、井出のほうも今、確認をさせていただいて、方向性の案とか要件の案は、お二人の先生の御意見、御質問等を受けて妥当だと思っておりますので、私はこの線で進めていただければと思います。

改めてお二人の先生、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、改めて確認をさせていただきます。議題2、APIの開発されていない間の類似のシステムの取扱いについて方向性が示されておりますが、その流れでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それから、議事3、対象となるシステムの要件についてというところも複数示されておりますが、これもこの流れでお進めさせていただけよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、議題2、議題3につきましては、「案」を取っていただく形でお進めいただければありがたいと思います。

先生方、全体を通して何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、実は今日1時間を設けておりましたけれども、大変適切な御意見をいただきまして、進めさせていただきたいと思いますので、早い時間で円滑にさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、議題4「その他」というものが残っておりますので、恐らく次回以降の日程についてということになりますが、事務局から何かございましたらよろしくお願ひいたします。

○松山補佐 ありがとうございます。

本日御審議いただくことはこれ以上はございません。

次回の検討会につきましては、追って御連絡させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○井出座長 よろしいでしょうか。

1点事務局に。これは公開で御発言させていただいておりますけれども、お二人の先生、井出も加えて3人になりますが、もし今日の発言の中で漏れがあったときにはどのようにすればいいかだけ、事務局から御教示いただけますでしょうか。

○松山補佐 ありがとうございます。その際、メールなどで事務局のほうに連絡いただければ、そちらのほうを拝見させていただきたいと思います。その上で座長に御相談させていただきたいと思います。

○井出座長 ありがとうございました。

先生方、もし今日の中で御発言、御質問の漏れ、過不足等があれば、事務局に御連絡をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題につきましては全て終わりましたので、私のほうからありがとうございますと言えりは、事務局にお返しをさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○松山補佐 本日はお忙しいところ、ありがとうございました。先ほど申し上げたとおり、次回につきましては追って連絡させていただきたいと思います。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。